

令和 2 年 9 月 24 日
健 発 0 9 2 4 第 1 号
薬 生 発 0 9 2 4 第 2 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」の一部改正について

第 47 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（令和 2 年 5 月 20 日開催）において、予防接種後の副反応疑い報告に急性散在性脳脊髄炎（以下「ADEM」という。）及びギラン・バレ症候群（以下「GBS」という。）の分類評価を追加することとされたことから、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）の一部を別紙のとおり改正することといたしましたので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添えます。

記

1 改正の概要

- (1) 第 47 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（令和 2 年 5 月 20 日開催）において、予防接種後の副反応疑い報告に ADEM 及び GBS の分類評価を追加することとされたことから、「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 3 号・薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）の一部を改正するもの。ADEM 又は GBS と疑われる症例を報告する際には、改正後の記入要領に従い、調査票を記載すること。

(2) その他所要の改正

2 適用日

令和2年10月1日